

## 大雪地区広域連合個人情報保護条例

平成 15 年 12 月 22 日

条例第 29 号

改正 平成 16 年 12 月 28 日 条例第 6 号  
平成 27 年 12 月 22 日 条例第 8 号  
平成 28 年 3 月 25 日 条例第 2 号  
平成 29 年 3 月 28 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大雪地区広域連合（以下「広域連合」という。）の保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の基本的人権を守ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち特定個人情報に該当しないものを除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。）に記録されるもの又は記録されたものをいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人の情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

- (6) 保有個人情報 実施機関が保有している情報（大雪地区広域連合情報公開条例（平成 15 年大雪地区広域連合条例第 28 号）第 2 条第 2 号に規定する情報をいう。）に記録されている個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。
- (8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（文書、図画及び電磁的記録（電子的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものに限る。）をいう。
- (9) 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (10) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。第 21 条第 4 項において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（実施機関等の責務）

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を保護するための重要な事項を決定するときは、大雪地区広域連合情報公開条例（平成 15 年大雪地区広域連合条例第 28 号）第 17 条に規定する大雪地区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その意見を尊重し、行うものとする。

3 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集の制限）

第 4 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例に定めがあるとき、又は実施機関が正当な行政執行のために必要があると認めたときは、この限りではない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人（本人が未成年者又は成年被後見人の場合にあっては、法定代理人）の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ない理由があるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 同一の実施機関内又は他の実施機関から収集する場合で、個人情報を利用することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用若しくは提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 広域連合を構成する関係町から、法令等で定める事業又は事務の遂行のために提供を受けるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上必要があると認めたとき。

4 実施機関は、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則（広域連合長の定める規則をいう。以下同じ。）で定める場合を除き、本人にその旨を通知しなければならない。

（個人情報取扱事務の届出）

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、次の各号に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (3) 個人情報の対象者
- (4) 個人情報の内容
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

（保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用又は実施機関以外のものへの提供（以下「目的外利用等」

という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ない理由があるとき。
  - (4) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用若しくは提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、実施機関が公益上必要があると認めたとき。
- 2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合においては、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。
- 3 実施機関は、目的外利用等をしたときは、規則で定める場合を除き、本人にその旨を通知しなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第7条 実施機関は、保有特定個人情報を目的外利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を目的外利用することができる。
- 3 実施機関は、前項の規定により目的外利用するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第8条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を外部提供してはならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により外部提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により外部提供するときは、外部提供を受けるものに対して当該保有特定個人情報の保護のために必要な措置を講じさせるようにしなければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合又は個人情報について必要な保護

措置が講じられている場合で、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器と通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報に当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の提供をしてはならない。

（維持管理）

第10条 実施機関は、次の各号に掲げる措置を講ずることにより、個人情報を適正に管理しなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新のものとする。
- (2) 個人情報の改ざん、破損、滅失、漏えいその他の事故を防止すること。
- (3) 必要でなくなった個人情報を速やかに廃棄し、又は消去すること。

（委託事務）

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するものとし、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託又は指定管理を受けたもの（以下「受託者」という。）は、当該受託した事務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。
- 3 受託者及びその受託した事務に従事している者は、その事務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人番号利用事務等の適用除外）

第12条 前条に規定する受託者が行う業務が個人番号利用事務（番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。）の全部又は一部の委託に該当する場合においては、前条の規定は、適用しない。

（自己情報の開示を請求できる者）

第13条 自己に係る個人情報（以下「自己情報」という。）を実施機関に保有されている者は、実施機関に対し、自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」

と称する。)は、本人に代わって前項の規定により開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己情報の本人又は代理人であることを明らかにし、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名)
- (2) 開示請求に係る自己情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関に定めがある事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該公開請求に係る自己情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第15条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に延長の理由及び決定をすることができる時期を速やかに書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報を開示しない旨の決定(第18条の規定による保有個人情報の一部を開示しない旨の決定を含む。以下この項において同じ。)をしたときは、その理由と当該決定に対して不服申立てができる旨を第2項の書面に付記しなければならない。この場合において、開示しない旨の決定をした保有個人情報が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

(開示の実施)

第16条 実施機関は、前条第1項の規定により保有個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知の際に指定する

日時及び場所において行うものとする。

3 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報の閲覧若しくは視聴又は写しの交付により行うものとする。

4 実施機関は、保有個人情報の開示をすることにより当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該保有個人情報を複製したものにより保有個人情報の開示をすることができる。

(開示しないことができる保有個人情報)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の規定により開示することができないとされているもの

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に開示することが適当でないと認められるもの

(3) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に前条各号のいずれかに該当する部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なうことなく分離できるときは、その部分を除いて、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(訂正等を請求できる者)

第19条 実施機関が保有する自己情報に誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 実施機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その実施機関に対し、当該自己情報の消去の請求をすることができる。

(1) 第4条又は第5条の規定に違反して自己情報を収集したとき。

(2) 第6条又は第7条の規定に違反して自己情報の目的外利用をしたとき。

(3) 番号法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、又は保管したとき。

(4) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報である自己情報を記録したとき。

3 実施機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その実施機関に対し、当該自己情報の収集又は目的外利用の停止の請求をすることができる。

(1) 第4条又は第5条の規定に違反して自己情報を収集をしている、又はしようと

しているとき。

- (2) 第6条又は第7条の規定に違反して自己情報の目的外利用をしている又はしようとしているとき。
- (3) 番号法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、若しくは保管している、又はしようとしているとき。
- (4) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報である自己情報を記録している、又はしようとしているとき。

4 第13条第2項の規定は、前各項の規定による自己情報の訂正、収集の中止、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

5 実施機関が第6条、第8条又は番号法第19条の規定に違反して自己情報の外部提供をしている、又はしようとしていると認めるときは、その実施機関に対し、当該自己情報の外部提供の停止の請求をすることができる。

6 情報提供等記録については、前4項の規定は、適用しない。

（訂正等の請求の手續）

第20条 自己情報の訂正、収集の中止、削除、目的外利用等の中止又は外部提供の停止（以下「訂正等」という。）の請求をしようとする者は、実施機関に対し、本人又はその代理人であることを明らかにし、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）
- (2) 訂正等の請求に係る自己情報の内容
- (3) 訂正等の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第13条第2項の規定は、前項の訂正等の請求の手續きについて準用する。

（訂正等の請求に対する決定等）

第21条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して21日以内に、当該訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をする旨又は訂正等をしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正等をする旨の決定をしたときは、当該請求に係る保有個人情報の訂正等をした上、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及び理由と当該決定に対して不服申立てができる旨



を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、訂正等の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると求めるときは、前3項の規定にかかわらず、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

5 第15条第3項の規定は、訂正等の請求に対する決定等について準用する。

（費用の負担）

第22条 この条例の規定による保有個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

3 実施機関は、費用を負担する者に経済的困難その他特別の事情があると認める場合において、必要があると認めるときは、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

（救済手続）

第23条 実施機関は、第15条第1項及び第21条第1項の決定又は第13条第1項及び第19条第1項の請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）以下この条において「法」という。）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるとき、又は審査請求の全部を認容するときを除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求に係る裁決を行わなければならない。この場合において、法第9条第1項本文に規定する審理手続を行う者の指名は、同項ただし書きの規定により行なわないものとする。

2 前項の規定による諮問は、法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（出資法人の義務）

第24条 町が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。

（事業者の責務等）

第25条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

2 広域連合長は、事業者の個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な調査を行うことについて協力を求めることができる。

3 広域連合長は、事業者の個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正又は中止を指導することができる。

(苦情の処理)

第26条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申し出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(他の法令等との調整)

第27条 この条例は、法令等の規定により開示又は訂正等の手続が定められている保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）については、適用しない。

2 この条例は、広域連合の施設において、広域連合関係町町民の利用に供することを目的として管理している保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）については適用しない。

(目録等の作成)

第28条 実施機関は、保有個人情報の目録等を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第29条 広域連合長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表するものとする。

(罰則)

第30条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第3項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、第2条第4号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を修復し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する

附 則（平成 16 年 12 月 28 日 条例第 6 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 22 日 条例第 8 号）

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日 条例第 2 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。